

「石川県ギャンブル等依存症対策推進計画」(案) に対する パブリックコメントの結果について

1. 募集期間 令和3年2月1日(月)～令和3年3月1日(月)
2. 寄せられたご意見 延べ9件

No	ご意見の概要	左記に対する考え方
第1章 計画策定の趣旨等		
1	WHOが2022年に発行予定のICD-11では、「Gambling disorder(ギャンブル依存症)」が病名として位置づけられていることについても明記すべき。	御意見を踏まえ、医学的定義の注釈に「令和4年に発行予定のICD-11では、物質使用及び行動嗜癖による障害としてギャンブル障害が新たに分類されている。」と記載させていただきます。
第6章 具体的な取組		
2	「ATM等の撤去」の表記について、国計画では、ATM等の撤去以外にも業界の取組が想定されることから「ATM等の撤去等」と表記されており、同様の表記にすべき。	御意見を踏まえ、「ATMの撤去等」に訂正させていただきます。
3	「教師用指導参考資料」を大学(短大・大学院大学を含む)へも情報提供してほしい。	御意見を踏まえ、今後、大学等にも依存症対策に関する情報を共有するよう努めていきます。
4	県教育委員会作成のパンフレットは、高校生の保護者等に配布するだけでなく、県依存症対策のホームページにも掲載して誰でも容易にアクセス可能とし、その掲載についても計画に盛り込むべき。	今回の計画には掲載しませんが、今後、県その他計画と合わせ、検討を行います。当該パンフレットについては、既に掲載している県教育委員会ホームページに県依存症対策のホームページからアクセスできるようにします。
5	当事者や家族の声を取りあげてほしい。当事者や家族がどれだけ苦しんでいるか、またギャンブル依存症は回復出来る病気ということを理解してもらうためにも当事者や家族の意見が反映されるべき。	今後、当事者やご家族の方に、県が開催する会議等にご参加いただき、御意見を施策に反映させていただきます。
6	本人の回復プログラムとともに、家族の対応にも問題があることの理解を深め、家族のための回復プログラムを受ける必要があることを啓発していくことで、本人・家族ともに依存症の問題から回復できるのだと思う。	県こころの健康センターや県保健福祉センター等では、当事者やご家族の方の支援を行っております。今後、普及啓発や相談支援の推進にあたり、参考とさせていただきます。

7	<p>石川県は、ギャンブル依存症に関する当事者・家族の集いや病院、回復施設が他の地域に比べて大変少ない。ギャンブル等依存症の回復施設があったらよい。また、ギャンブル依存症の回復プログラムのある病院や回復施設、GA、ギャノマンも県内各所にあったらいいと思う。</p>	<p>現状では、回復施設等を増やすことは難しい状況ですが、今後、相談・医療体制の充実にあたり、参考とさせていただきます。</p>
8	<p>県依存症対策のホームページは、連絡先が少し書いてあるだけのため、もっと情報を得られる内容にすべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、県ホームページを見直し、依存症に関する情報を取得しやすいように工夫していきます。</p>
<p>その他</p>		
9	<p>計画が十分に周知・活用されるようにするため、表紙・奥付に計画の期間を明記すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、表紙に計画の期間を記載させていただきます。</p>